

2-4 戦争被害者への謝罪と補償、責任者の処罰 <標準編>

東京裁判の 評価

「東京裁判」においては、アメリカの方針で戦前日本における最高権力者であった昭和天皇は**免責**されたほか、関東軍 731 部隊の戦争犯罪や「慰安婦」に対する暴行の罪も裁かれなかった【①】。また「BC級戦犯裁判」では、本来ならば日本の**植民地**支配の犠牲者でもある朝鮮人や台湾人が理不尽にも日本軍人として裁かれるという悲劇も起こった。

なお東京裁判については、「勝者による報復裁判だ」という意見や、インド出身のバル判事が示した無罪判決論（バル判事の意見書）を評価する意見などがある。しかし、日本は戦争犯罪人を処罰することを明記したポツダム宣言を受諾し、またサンフランシスコ平和条約でも東京裁判を受諾する旨を約しており、現在これらに異議を唱えることは無意味である。またバル判事が主張したのは、第二次世界大戦中には犯罪行為として確立していなかった「人道に対する罪」の責任を戦後になって問うことはできないということであり、日本が犯した加害行為の事実は認めている。

被害国への 謝罪と補償

日本政府は、ビルマ・フィリピン・ベトナム・インドネシアの4ヶ国には賠償金を支払ったが、その他の国々については個別の条約を締結し、在外資産（現地の土地・建物や預貯金など）の放棄や、**経済援助**という形で資金を提供したのみであった。

被害国民へ の対応

日本が第二次世界大戦中に近隣諸国の国民（個人）に対して多大の被害を与えた事実については、戦後の長い期間、日本人の間であまり認識されていなかった。また、実際に被害を受けた国民に対する損害賠償（**戦後補償**）もほとんど行われてこなかった。

1982年に、高校用日本史の**教科書検定**で、当時の文部省が、アジアへの日本の「侵略」という原稿本の記述を「進出」と書き換えさせた事実が報道されると、韓国や中国で日本の加害行為に対する謝罪と補償を求める運動が湧き起こり、その影響で多くの日本人が「加害の事実について具体的に知ろう」とするようになった。

韓国や中国の戦争被害者たちは、1980年代から90年代にかけて、日本の政府や、強制連行で働かされた企業に対して損害賠償（戦後補償）を求める裁判を次々と起こした。これらの裁判のいくつかは現在でも続いている。

①ただし731部隊の戦争犯罪は、戦後シベリアに抑留された軍人に対してソ連が実施した**ハバロフスク裁判**や中国が実施した**撫順戦犯裁判**で裁かれた。

なおドイツでは、ニュルンベルク裁判で裁かれなかったナチス犯罪をドイツ人みずから裁く「**フランクフルト・アウシュビッツ裁判**」が1963年に開かれている。

る。しかしこれまでのところ日本の裁判所は、日本による加害行為があった事実は認めるものの、損害賠償の請求についてはいっさい退ける判決を出し続けており、韓国や中国では怒りが広がっている。【②③】

もとより被害者に対する補償がまったく行われていないわけではない。いわゆる「慰安婦」被害者たちに対しては、1995年に自民党と社会党の連立内閣である村山内閣の提案で「**女性のためのアジア平和国民基金**」が設立され、2007年に解散するまで12年間、一般国民からの寄付金によって一人あたり約200万円の見舞金が支払われ、首相名の謝罪文が手渡された。しかし政府が資金を拠出していなかったこともあり、日本国政府としての公式の謝罪とみなすべきかどうか論議をよんだ。

現在、強制連行被害者による裁判を支えている弁護士たちは、強制連行の被害者に対する補償をまかなうために企業と政府の共同出資によって基金を設立すべきとする提案をしている。これは2000年に設立されたドイツでの同様の基金（「記憶・責任・未来基金」）を参考にしたものである。これについて中国での営業活動を円滑にしたいという思惑から前向きな企業がある一方、政府はこの提案を拒否しつづけている。

日本国民への対応

いっぽう、第二次世界大戦中に被害を受けた多くの日本国民に対して日本政府が取り組んできたことは、**軍人軍属**だった人々とその遺族への補償（**軍人恩給**）、**原子爆弾**の被害者の一部に対する援護、**中国残留孤児**に対する援護だけである。

それゆえ例えば、**治安維持法**違反で逮捕・拘禁された人々とその遺族は現在でも治安維持法違反で有罪とされた裁判の再審や、あるいは治安維持法によって受けた被害の賠償を政府に求めている。また**原子爆弾**の被害者でありながら厳しい「認定基準」のために補償を受けられない人たちが裁判で争っている。さらに2006年には**東京大空襲**（1945年3月10日未明の大空襲）の被害者・遺族も損害賠償を求めて裁判を起こした。

国際刑事裁判所の設置

ナチス犯罪を裁いた**ニュルンベルグ裁判**や日本の**東京裁判**で戦争犯罪を戦後の国際裁判で裁いた経験がもとになって、2003年、国際連合に「**国際刑事裁判所**」が設置された。これは、戦争の過程で起きた**集団虐殺**（**ジェノサイド**）など**国際人道法**に反する重大な犯罪行為を裁く法廷で、国家ではなく個人が裁かれるものである。日本は2007年に加盟した。

②日本の多くの裁判所は時効を理由に請求を棄却しているが、その背景には、1970年に成立した「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用条約」を日本は現在でも批准していないという事情がある。

③1972年の日中共同声明で、中国は「日本に対する賠償請求権を放棄する」と宣言した。しかし中国国民の請求権を放棄したとは書かれていないため、日中で解釈が分かれている。